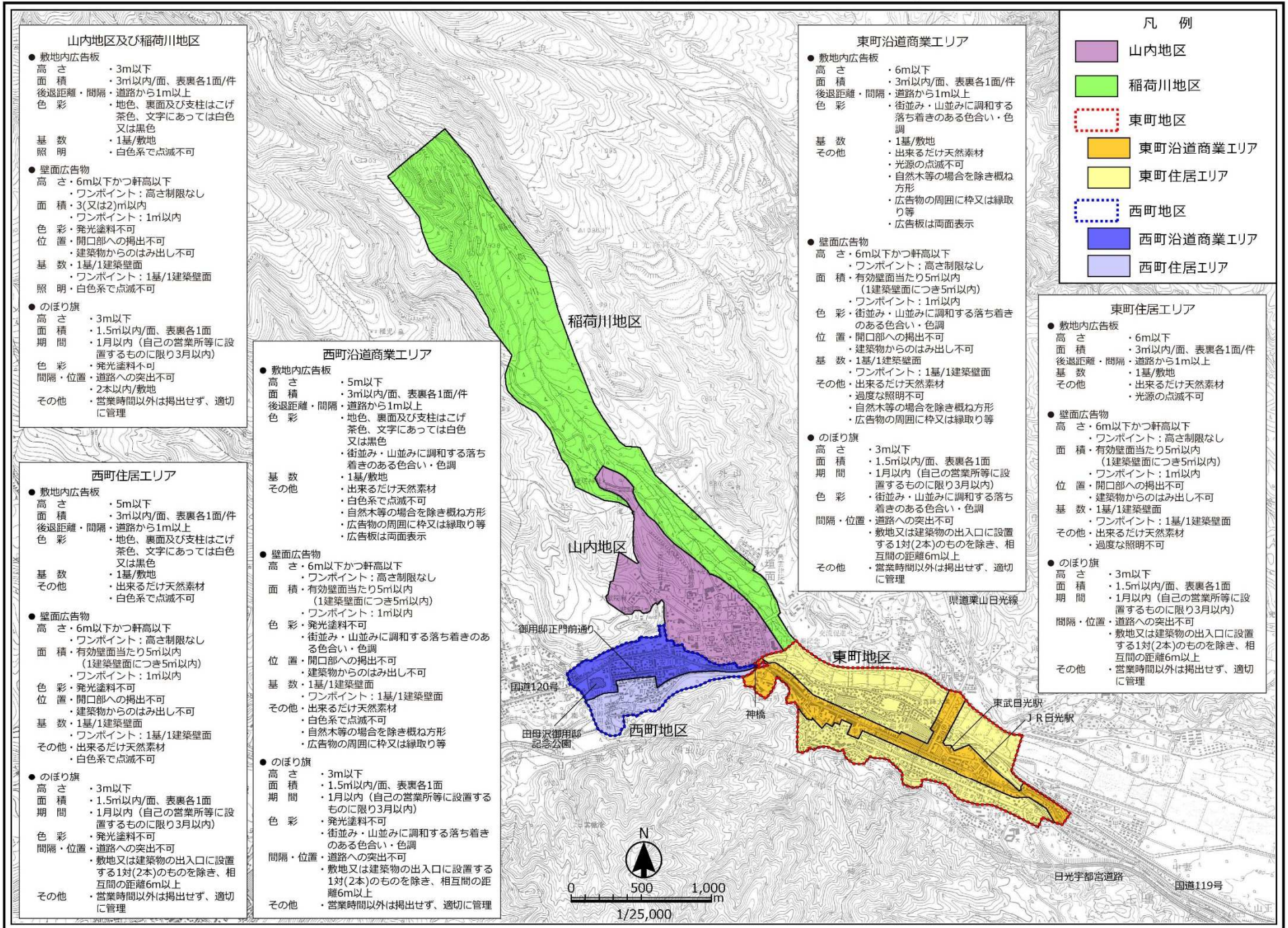


【日光市屋外広告物規制図（景観保全型広告整備地区）】



- ### 山内地区及び稲荷川地区
- 敷地内広告板
 - 高さ・3m以下
 - 面積・3m²以内/面、表裏各1面/件
 - 後退距離・間隔・道路から1m以上
 - 色彩・地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色
 - 基数・1基/敷地
 - 照明・白色系で点滅不可
 - 壁面広告物
 - 高さ・6m以下かつ軒高以下
 - ・ワンポイント：高さ制限なし
 - 面積・3(又は2)m²以内
 - ・ワンポイント：1m以内
 - 色彩・発光塗料不可
 - 位置・開口部への掲出不可
 - ・建築物からはみ出し不可
 - 基数・1基/1建築壁面
 - ・ワンポイント：1基/1建築壁面
 - 照明・白色系で点滅不可
 - のぼり旗
 - 高さ・3m以下
 - 面積・1.5m²以内/面、表裏各1面
 - 期間・1月以内（自己の営業所等に設置するものに限り3月以内）
 - 色彩・発光塗料不可
 - 間隔・位置・道路への突出不可
 - その他・営業時間以外は掲出せず、適切に管理

- ### 西町沿道商業エリア
- 敷地内広告板
 - 高さ・5m以下
 - 面積・3m²以内/面、表裏各1面/件
 - 後退距離・間隔・道路から1m以上
 - 色彩・地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色
 - ・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
 - ・1基/敷地
 - ・出来るだけ天然素材
 - ・白色系で点滅不可
 - ・広告物の周囲に枠又は緑取り等
 - 壁面広告物
 - 高さ・6m以下かつ軒高以下
 - ・ワンポイント：高さ制限なし
 - 面積・有効壁面当たり5m²以内（1建築壁面につき5m²以内）
 - ・ワンポイント：1m以内
 - 色彩・発光塗料不可
 - ・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
 - 位置・開口部への掲出不可
 - ・建築物からはみ出し不可
 - 基数・1基/1建築壁面
 - ・ワンポイント：1基/1建築壁面
 - その他・出来るだけ天然素材
 - ・白色系で点滅不可
 - ・自然木等の場合を除き概ね方形
 - ・広告物の周囲に枠又は緑取り等
 - のぼり旗
 - 高さ・3m以下
 - 面積・1.5m²以内/面、表裏各1面
 - 期間・1月以内（自己の営業所等に設置するものに限り3月以内）
 - 色彩・発光塗料不可
 - ・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
 - 間隔・位置・道路への突出不可
 - 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
 - その他・営業時間以外は掲出せず、適切に管理

- ### 東町沿道商業エリア
- 敷地内広告板
 - 高さ・6m以下
 - 面積・3m²以内/面、表裏各1面/件
 - 後退距離・間隔・道路から1m以上
 - 色彩・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
 - 基数・1基/敷地
 - その他・出来るだけ天然素材
 - ・光源の点滅不可
 - ・自然木等の場合を除き概ね方形
 - ・広告物の周囲に枠又は緑取り等
 - ・広告板は両面表示
 - 壁面広告物
 - 高さ・6m以下かつ軒高以下
 - ・ワンポイント：高さ制限なし
 - 面積・有効壁面当たり5m²以内（1建築壁面につき5m²以内）
 - ・ワンポイント：1m以内
 - 色彩・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
 - 位置・開口部への掲出不可
 - ・建築物からはみ出し不可
 - 基数・1基/1建築壁面
 - ・ワンポイント：1基/1建築壁面
 - その他・出来るだけ天然素材
 - ・過度な照明不可
 - ・自然木等の場合を除き概ね方形
 - ・広告物の周囲に枠又は緑取り等
 - のぼり旗
 - 高さ・3m以下
 - 面積・1.5m²以内/面、表裏各1面
 - 期間・1月以内（自己の営業所等に設置するものに限り3月以内）
 - 色彩・街並み・山並みに調和する落ち着きのある色合い・色調
 - 間隔・位置・道路への突出不可
 - 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
 - その他・営業時間以外は掲出せず、適切に管理

- ### 東町住居エリア
- 敷地内広告板
 - 高さ・6m以下
 - 面積・3m²以内/面、表裏各1面/件
 - 後退距離・間隔・道路から1m以上
 - 基数・1基/敷地
 - その他・出来るだけ天然素材
 - ・光源の点滅不可
 - 壁面広告物
 - 高さ・6m以下かつ軒高以下
 - ・ワンポイント：高さ制限なし
 - 面積・有効壁面当たり5m²以内（1建築壁面につき5m²以内）
 - ・ワンポイント：1m以内
 - 位置・開口部への掲出不可
 - ・建築物からはみ出し不可
 - 基数・1基/1建築壁面
 - ・ワンポイント：1基/1建築壁面
 - その他・出来るだけ天然素材
 - ・過度な照明不可
 - のぼり旗
 - 高さ・3m以下
 - 面積・1.5m²以内/面、表裏各1面
 - 期間・1月以内（自己の営業所等に設置するものに限り3月以内）
 - 間隔・位置・道路への突出不可
 - 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
 - その他・営業時間以外は掲出せず、適切に管理

注) この図面は、平成22年(2010年)4月現在における環境保全型広告整備地区〔世界遺産区域〕の屋外広告物規制の概略を示したものです。図中に表示していない部分があります(当地区における禁止地域・許可地域の別など)。詳細については、日光市都市計画課(0288-21-5102)までお問い合わせください。